

答申第 973 号
令和 3 年 11 月 5 日

水道事業管理者 山本泰生様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 11 月 5 日付け神戸配第 2929 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

漏水通報等に係る情報共有アプリの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 市民等から漏水事故等の通報があった際に、通報内容や給水管理図等の情報をタブレットによって閲覧できるようにするため、新たに情報共有アプリを構築することは、迅速かつ的確な初動対応に繋げることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

漏水通報等に係る情報共有アプリの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申 973

【取り扱う情報項目】

- 各事業所が入力または添付する情報
 - ・ 図面（位置図，給水管理図，給水設計書等）
 - ・ 工事情報（住所，業者名，担当者名等）
 - ・ 作業情報（住所，引継ぎ事項等）
 - ・ 火災情報（火災が発生した場合の住所等）

- 受付窓口職員が入力または添付する情報
 - ・ 通報者情報（氏名，連絡先等）
 - ・ 現場住所
 - ・ 水栓番号
 - ・ 通報内容
 - ・ 図面（位置図，給水管理図，給水設計書等）